別表第一中

「喫水計測装置	1個につき	12,700円」
喫水計測装置	1個につき	12,700円
第一種船橋航海当直警報装置	1個につき	26,300円
第二種船橋航海当直警報装置	1個につき	24,100円」

を

に

改める。

別表第一の一中

「喫水計測装置	1個につき	12,500円」
喫水計測装置	1個につき	12,500円
第一種船橋航海当直警報装置	1個につき	12,500円
第二種船橋航海当直警報装置	1個につき	23,900円」

を

に

改める。

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第四条　船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「水先人用はしご	1個につき	740」
水先人用はしご	1個につき	740
第一種船橋航海当直警報装置	1個につき	3,450
第二種船橋航海当直警報装置	1個につき	3,200」

を

に

改める。

別表第一の一中

「水先人用はしご	1個につき	730」
水先人用はしご	1個につき	730
第一種船橋航海当直警報装置	1個につき	3,400
第二種船橋航海当直警報装置	1個につき	3,150」

を

に

改める。

別表第一中

「水先人用はしご	1個につき	710」
水先人用はしご	1個につき	710
第一種船橋航海当直警報装置	1個につき	3,300
第二種船橋航海当直警報装置	1個につき	3,050」

を

に

改める。

別表第一の一中

「水先人用はしご	1個につき	700」
水先人用はしご	1個につき	700
第一種船橋航海当直警報装置	1個につき	3,250
第二種船橋航海当直警報装置	1個につき	3,000」

を

に

改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の船舶設備規程（以下「新規程」という。）第百四十六条の四十九の規定は、平成二十三年六月三十日までの間は、適用しない。

2　平成二十三年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、新規程の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時期までは、なお従前の例によることができる。ただし、管海官庁が当該船舶の状態等を考慮してやむを得ないと認める場合は、その指示するところによるものとする。

旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶	平成二十四年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数五〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	平成二十五年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数一五〇トン以上五〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	平成二十六年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期

3　前項の規定にかかわらず、平成二十三年七月一日に現に船橋航海当直警報装置を備え付けている現存船については、新規程第百四十六条の四十九、第二百九十九条（同条第二項第三十三号に掲げる設備に係る規定に限る。）及び第三百条（新規程第二百九十九条第二項第三十三号に掲げる設備に係る規定に限る。）の規定にかかわらず、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、管海官庁の指示するところによることができる。

（船員法施行規則の適用に関する経過措置）

第三条　前条第三項の場合であつて、当該船橋航海当直警報装置の性能上、常時作動させることができないやむを得ない事由があるときは、第二条の規定による改正後の船員法施行規則第三条の十八の規定は、適用しない。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第四条　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「貨物船安全証書は」の下に「、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時期までは」を加え、同項に次の表を加える。

旅客船及び総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶	平成二十四年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数五〇〇トン以上三、〇〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	平成二十五年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
総トン数一五〇トン以上五〇〇トン未満の旅客船以外の船舶	平成二十六年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期